

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年1月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第13号）の施行期日は、平成28年4月1日とする。